

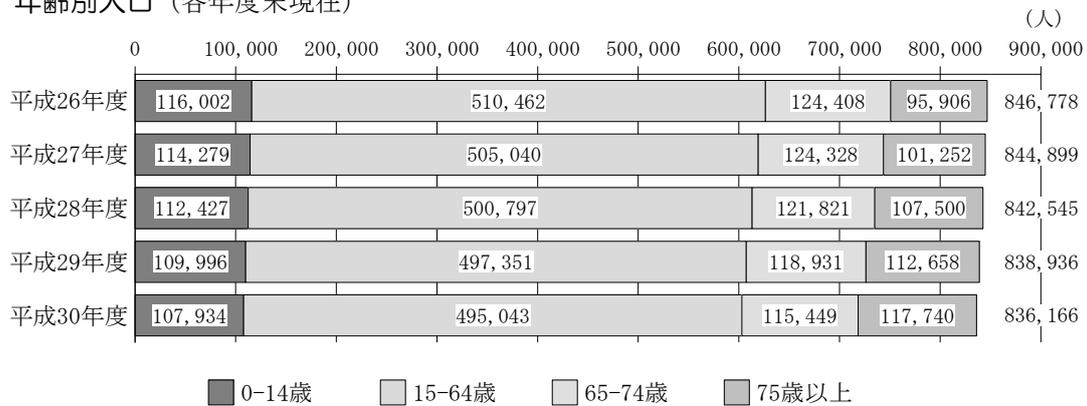
第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

1 統計データからみた現状

① 人口などの動向

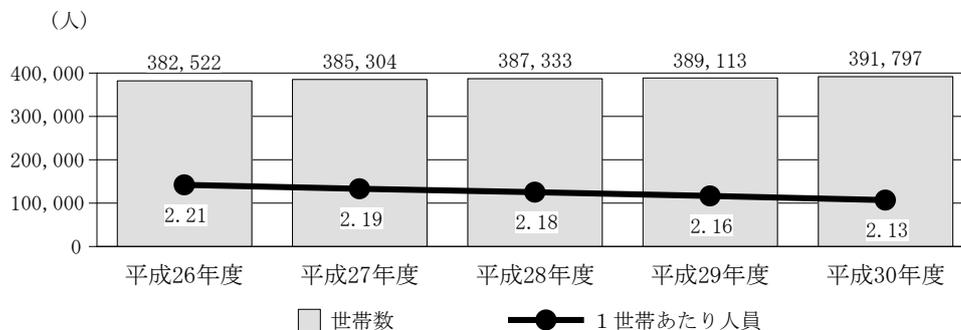
- 堺市の人口は、平成26年度末の846,778人から平成30年度末は836,166人へと微減傾向が続き、5年間で1.3%減少しました。年齢別では、0～14歳は7.0%、15～64歳は3.0%減少する一方で、65歳以上は5.8%増加しており、特に75歳以上の後期高齢者が22.8%増加しています。

年齢別人口（各年度末現在）



- 外国人住民は、平成26年度末の11,910人から平成30年度末は14,365人と、5年間で20.6%増加しました。
- 人口の自然動態をみると、1年間の出生数は平成26年の6,920人から27年度は7,100人と増加しましたが、平成30年は6,346人と減少しています。また、各年とも死亡数が出生数を上回っています。
- 社会動態でも、各年とも転出が転入を上回っています。
- 世帯数は2.4%増加し、1世帯あたりの人数は2.21人から2.13人に減少しました。

世帯数・1世帯あたりの人員（各年度末現在）



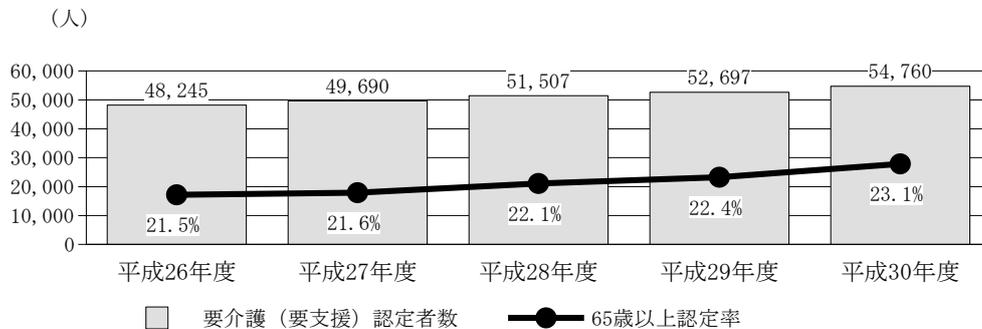
- こうした動向をふまえ、平成28年に策定した「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少の割合を抑えて市民・まち・産業が元気な堺を実現するため、「住み続けたいまち」と「安心して子どもを産み育てられる環境」をめざすための取組を定めました。

② 地域福祉に関する支援のニーズなどの状況

【介護保険制度】

- ・介護保険サービスを利用するための要介護（要支援）認定を受けている人は、平成30年度末で54,760人で、平成26年度末から13.3%増加しています。また、65歳以上の人口に対する割合も、21.5%から23.1%に上昇しています。

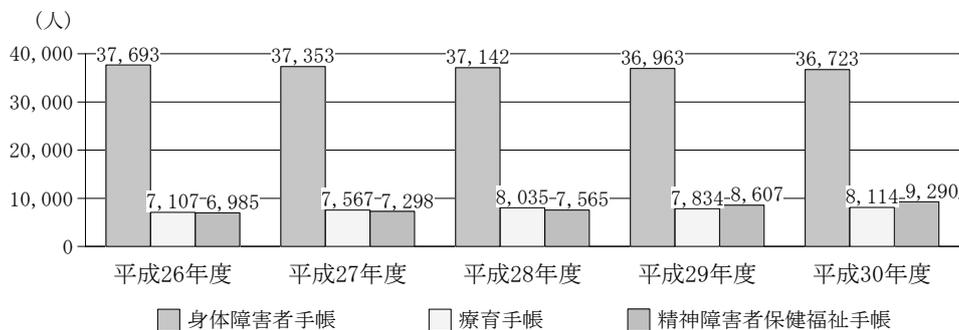
介護保険の要介護認定者数・認定率（各年度末現在）



【障害者支援】

- ・障害者手帳を所持している人は、平成30年度末で、身体障害者手帳が36,723人、療育手帳（知的障害）が8,114人、精神障害者保健福祉手帳が9,290人です。平成26年度末と比較すると、身体障害者は2.6%減少し、知的障害者は14.2%、精神障害者は33.0%増加しています。

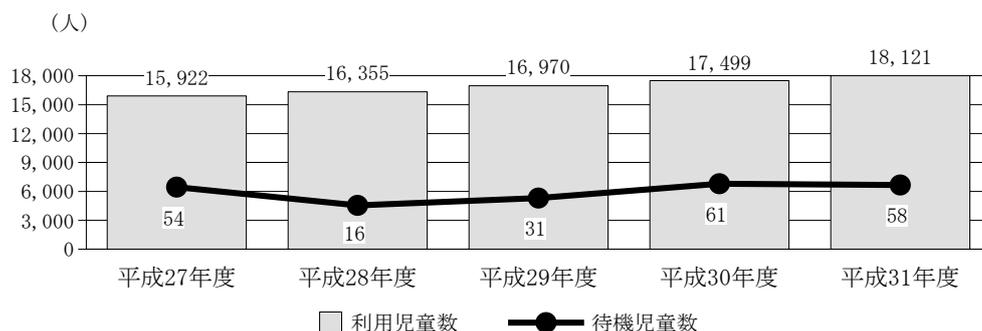
障害者手帳取得者数（各年度末現在）



【子ども・子育て支援】

- ・保育所等（認定こども園、地域型保育事業を含む）を利用している児童は、平成31年度当初で18,121人で、平成27年度当初から13.8%増加しています。なお、待機児童数は平成27年度当初が54人、平成31年度当初が58人です。

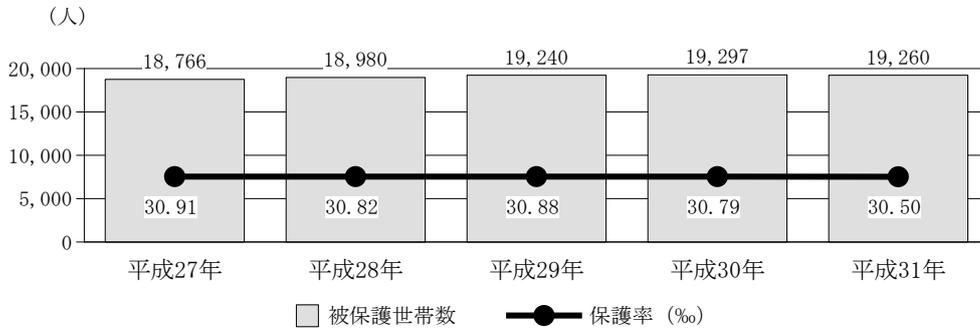
保育所等利用児童数・待機児童数（各年度当初（4月1日）現在）



【生活保護・生活困窮者自立支援】

- 生活保護の被保護世帯は平成31年4月で19,260世帯で、平成27年4月から2.6%増加していますが、平成29年4月からはわずかに減少しています。
- 生活困窮者自立支援事業での新規相談件数は、平成26年度の372件から平成30年度は1,900件に増加しています。

生活保護被保護世帯数・保護率（各年4月分）



【成年後見制度】

- 成年後見制度による市長申立の件数は、平成30年度は56件（認知症高齢者54件、障害者2件）で、平成26年度の35件（認知症高齢者31件、障害者4件）から増加しています。

【虐待に関する相談等】

- 地域包括支援センターや区役所等での高齢者虐待に関する相談件数は平成30年度で20,306件で、平成26年度の16,521件から約1.23倍に増加しています。
- 障害者虐待の相談窓口での相談通報届出受理件数は平成30年度で236件で、平成27年度の161件から約1.46倍に増加しています。
- 子ども相談所での児童虐待相談は平成30年度で2,175件で、平成26年度の1,323件から約1.64倍に増加しています。
- 虐待に関する相談の件数は分野ごとに集計方法が異なりますが、いずれも増加傾向にあります。

③ 地域福祉活動をしている人や組織などの状況

【校区福祉委員会】

- ・堺市では、小学校区を単位として93の校区福祉委員会が設置されています。
- ・校区福祉委員会は、校区自治連合会、民生委員児童委員会、老人会などの各種団体によって構成されています。
- ・支援が必要な高齢者、障害者、子育て家庭などへの個別援助、サロン活動などのグループ援助、住民の交流や相談の場としての校区ボランティアビューローをはじめ、住民主体の地域ボランティア活動が行われています。

【民生委員児童委員・主任児童委員】

- ・高齢者、障害者、子どもや子育て家庭、生活に困窮している人などの見守りや相談、関係機関への連絡、災害時に支援が必要な人の把握などの活動を行っており、平成30年は1,110人（うち、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員が91人）が、地域の推薦に基づいて委嘱されています。

【校区自治連合会】

- ・概ね小学校区ごとに多くの自治会・町内会が所属して93の校区自治連合会が設置されています。住民のふれあいやたすけあい、安全な地域づくりなどの活動が行われており、災害に強いまちづくりに向けて、防災訓練や避難行動要支援者の支援などにも取り組まれています。

【ボランティア・NPO法人】

- ・堺市社協ボランティア情報センターには、平成30年度は1,676人の個人と239の団体（2,394人）が活動登録をしており、増加している外国人への支援なども含め、多様な活動が行われています。
- ・堺市内に主たる事務所を置くNPO法人は、令和元年6月1日現在で268法人です。
- ・同じ課題をもつ人などが集まり、「ピア（仲間）」の関係で交流したり支えあう活動も、高齢、障害、子育てなどのさまざまな分野で取り組まれています。

【障害者相談員】

- ・障害のある方の身近な問題について、相談対応や関係機関への連絡などを行っており、平成30年度は身体障害者相談員は27人、知的障害者相談員は10人、精神障害者相談員は12人に、堺市長から依頼しています。

【社会福祉法人・事業所・企業など】

- ・社会福祉法人は、事業所などを運営するなかで、公益法人として地域の福祉課題に対応した社会貢献に取り組んでおり、生活困窮者への緊急支援や中間的就労の提供なども行っています。
- ・企業においても、地域貢献・社会貢献として地域福祉活動への支援に取り組むところが増えており、企業がもつ資源を活かして活動の場や物品、人材などを提供しています。新たな取組として広がっている子ども食堂は、市民、地域組織、ボランティア団体、社会福祉法人、民間企業・事業者等も実施し、ネットワークを通じて連携を図っています。

2 アンケート調査からみた現状

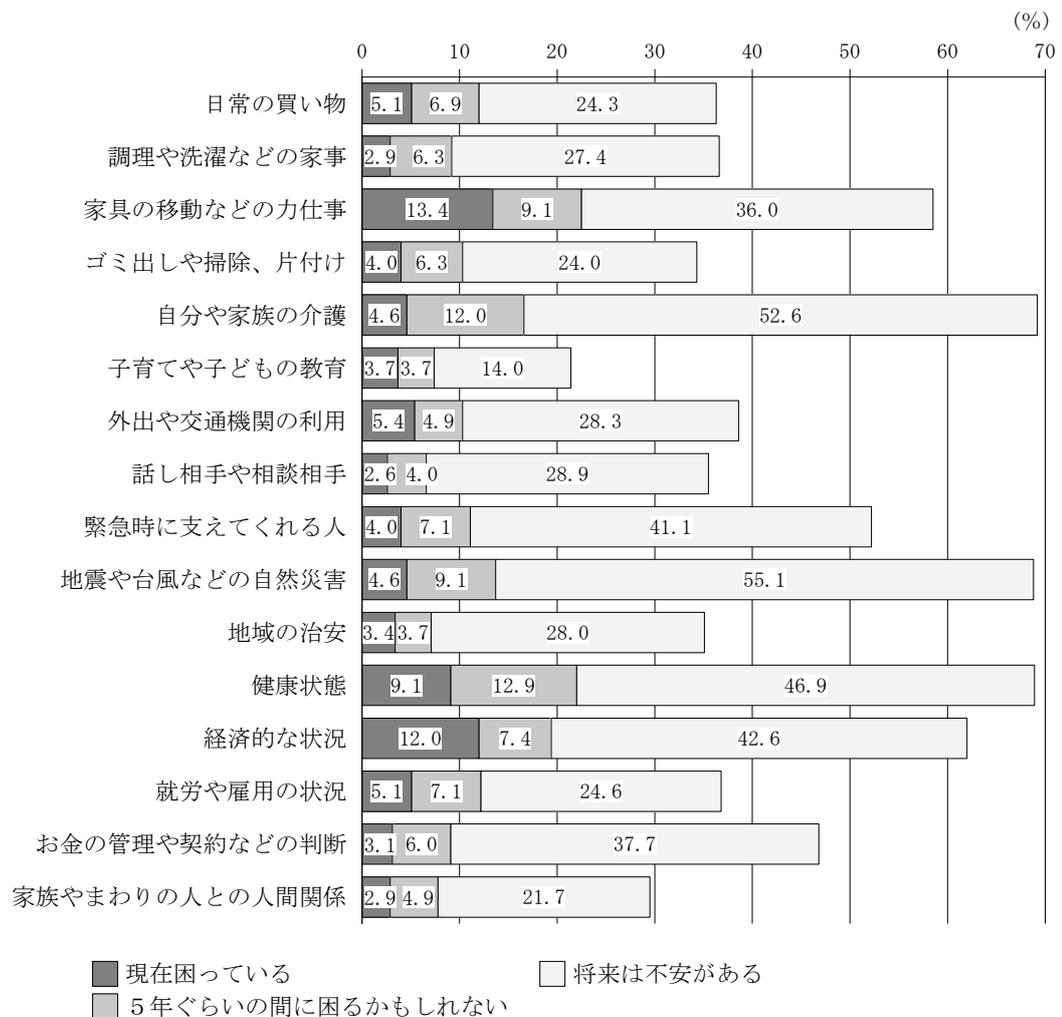
新たな地域福祉計画の策定に向けて、市民と地域福祉に関わる活動や業務を行っている団体、機関に対するアンケート調査を平成30年度に実施しました。

(※) アンケート調査結果の概要は資料編に掲載します。

① 日常生活で困っていることや不安なこと

- ・市民へのアンケート調査では、日常生活に関して困ったり不安に感じていることとして、「自分や家族の介護」、「家具の移動などの力仕事」、「お金の管理や契約などの判断」などの介護や日常の生活支援に関することや、「健康状態」、「経済的な状況」などを多くの方があげています。
- ・あわせて、「地震や台風などの自然災害」、「緊急時に支えてくれる人」についても多くの方が不安に感じているなど、将来にわたって地域で安心して暮らしていくうえで支援すべき、さまざまな課題が示されています。

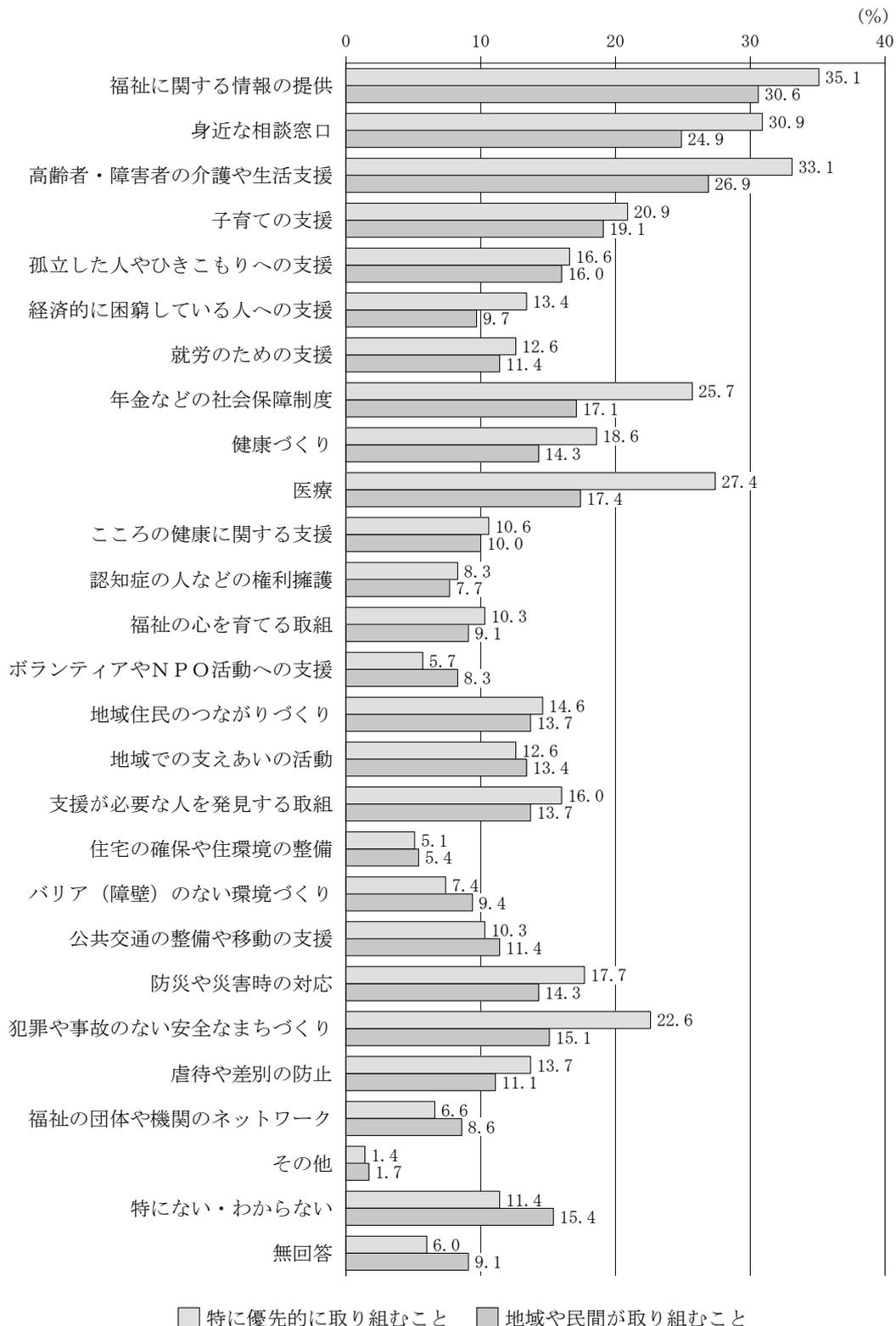
《あなたは日常生活に関して、困ったり不安に感じていることがありますか。》



② 地域の福祉を充実するために、優先的に取り組むべきこと

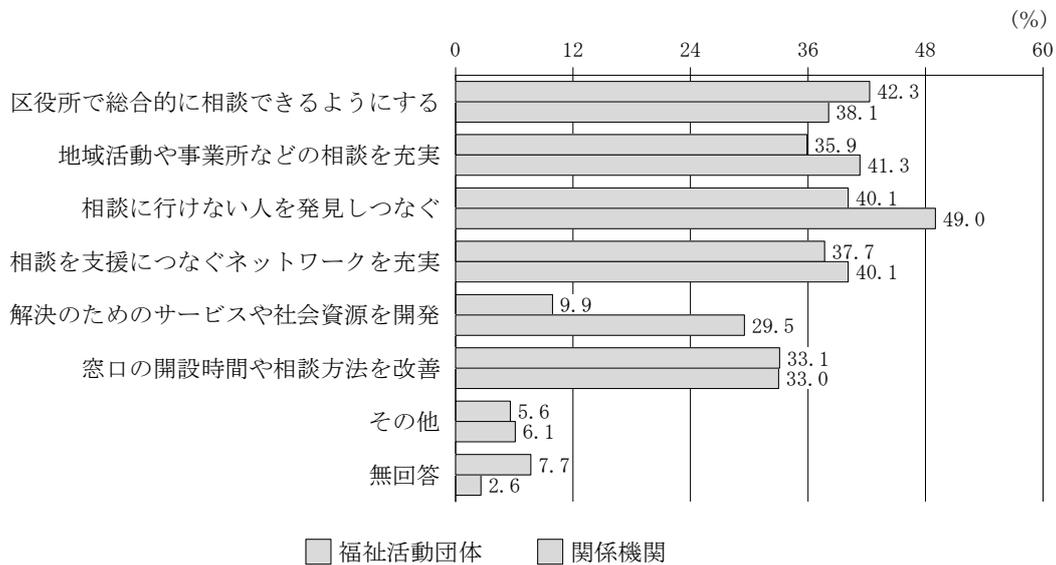
- ・市民アンケート調査では、困っていることや不安なこととして多くあげられた介護などに関する具体的な支援とともに、「情報の提供」や「身近な相談窓口」を、地域福祉を推進するために優先的に取り組むべきこととして特に多くの人があげられており、地域福祉を充実するうえで、重要だと考えられていることが示されています。

《地域の福祉を充実するために、どのようなことに優先的に取り組むべきだと思いますか。》



- ・包括的な相談支援のしくみを充実するために、団体・機関へのアンケート調査では、「区役所で総合的に相談できるようにする」ことや、「相談に行けない人を発見しつなぐ」ことなど、さまざまな取組が必要であることが示されています。

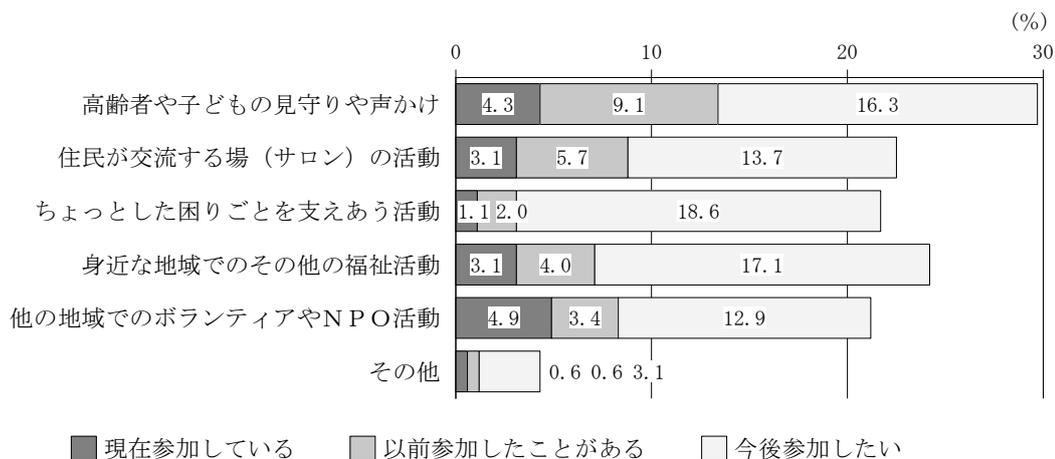
《包括的な相談支援のしくみを充実するうえで、どんなことに優先的に取り組むべきですか。》



③ 福祉活動への参加状況や今後の意向

- ・市民アンケート調査では、地域での見守り・声かけや交流の場、居住地以外での活動などのボランティアやNPO活動などの福祉活動について、現在、いずれかの福祉活動に参加している人は10.6%、以前に参加したことがある人は13.7%でした。また、今後、新たに参加したいと答えた人は21.7%と、現在参加している人よりもかなり多くなっています。

《あなたは福祉の活動に参加していますか。今後参加したいと思うものがありますか。》

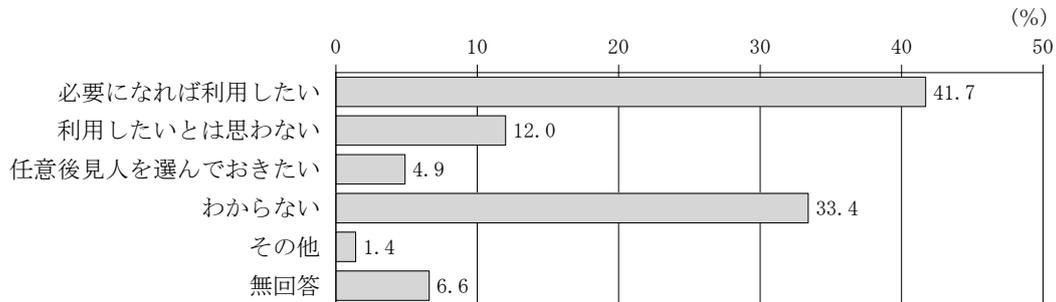


- ・また、福祉活動に参加する人を増やすための取組としては、「気軽に参加できる活動を増やす」ことを最も多くの方があげており、次いで「参加できる活動の情報を発信する」ことが多くあげられています。

④ 成年後見制度の利用意向や、利用を促進するための取組

- ・市民アンケート調査では、4割あまりの人が成年後見制度を「必要になれば利用したい」と答え、「任意後見人選んでおきたい」と答えた人も約5%となっています。

《支援が必要になったときは、成年後見制度を利用したいですか。》

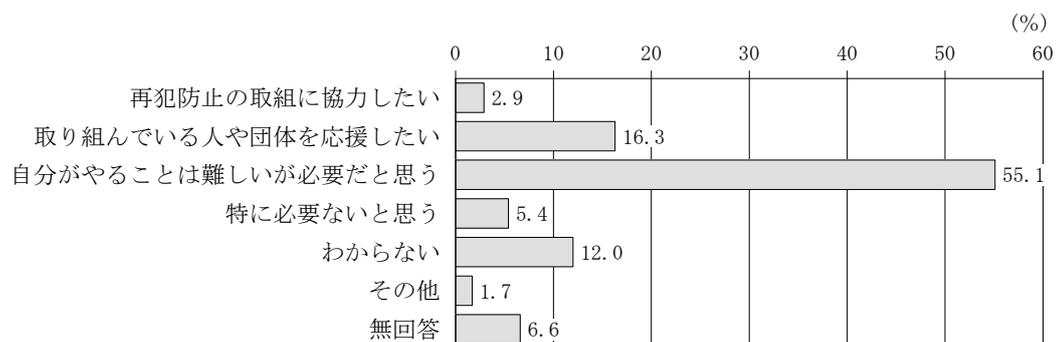


- ・一方、団体・機関アンケート調査では、成年後見制度の利用を促進するための取組として「周知のための情報提供や広報」や「手続き負担の軽減などで利用しやすくする」ことなどが多くあげられており、こうした取組を推進するうえで、中核機関の機能や関係機関のネットワークを充実することも課題とされています。

⑤ 再犯防止を推進する取組

- ・市民アンケート調査では、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯を防止するための取組について、7割以上の人が必要だと考え、うち2割の人は協力や応援をしたいと答えています。

《再犯防止の取組をすすめることについて、どのように思いますか。》



- ・団体・機関アンケート調査でも、「社会を明るくする運動の実施や参加」、「他機関や関係団体等と連携した支援」などに取り組んでいたり、今後取り組みたいと考えているところが多く、市民や関係者の理解を得ながら、矯正と就労、住宅、福祉などのさまざまな分野で活動する団体・機関等が連携して支援を行っていくことの重要性も指摘されています。

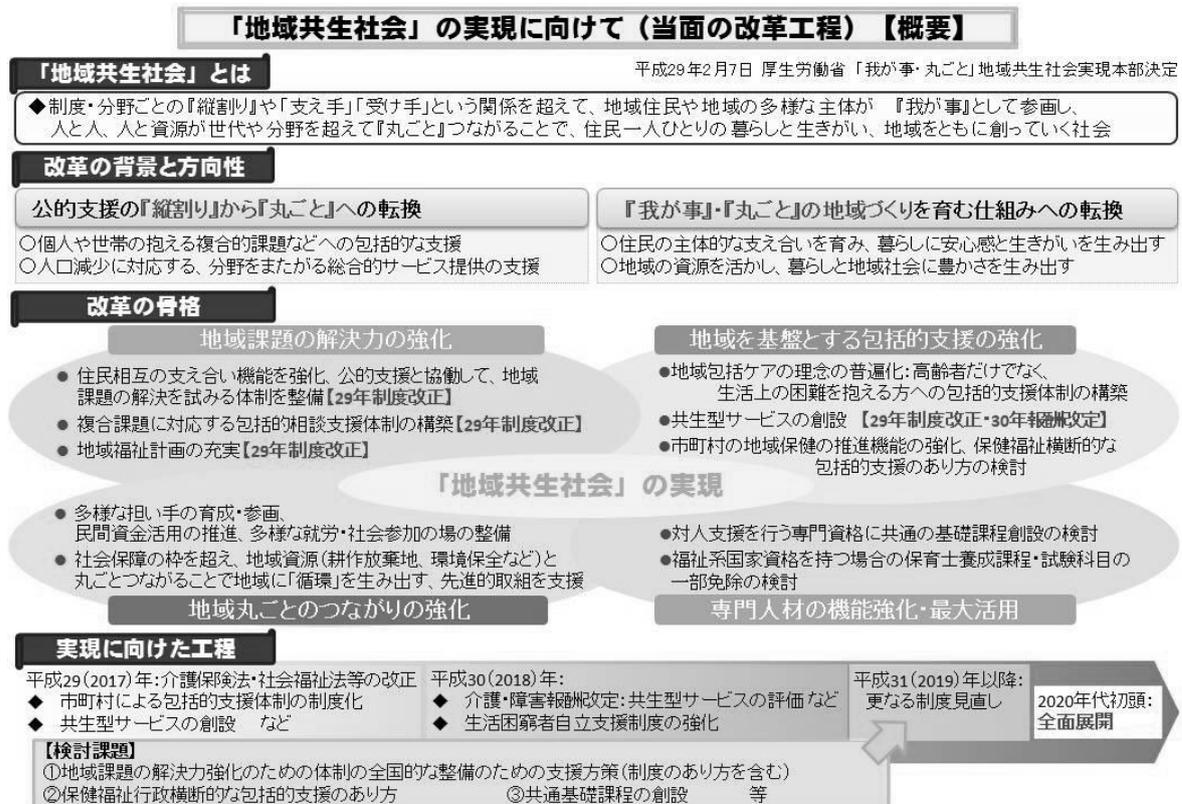
3 法律や制度などの動向

前計画を策定した平成26年以降、地域福祉に関連する法律や制度などはさまざまに変化しています。

①「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会保障制度改革の考え方として示された「地域共生社会」は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を実現していくものです。
- ・制度や分野の縦割りや、受け手・支え手という一方的な関係を超えて、地域のさまざまな主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」につながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざしています。
- ・平成29年に示された「実現に向けた当面の改革工程」では、改革の骨格として「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4点が掲げられ、市町村において包括的な支援体制を構築することが求められています。

《「地域共生社会」の実現に向けた「当面の改革工程」》(厚生労働省資料)



② 福祉の各分野や関連分野の法律の改正・制定

- ・「地域共生社会」の理念もふまえ、だれもが地域で暮らし続けられるように、権利擁護や災害時の支援なども含め、さまざまな課題を包括的に支援していくことを志向して、福祉の各分野や関連分野に関わる法律の改正や制定が行われています。

《この間に改正・制定された地域福祉に関わる主な法律》

平成26年3月	堺あったかぬくもりプラン3を策定
平成26年4月	災害対策基本法の施行（平成25年6月改正） ・避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報の利用・提供
平成28年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成25年6月制定） ・差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
平成28年4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・成年後見制度の利用促進、体制の整備
平成28年4月	自殺対策基本法の改正 ・生きることの包括的な支援、関連施策との連携の強化
平成28年6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正 ・自立生活援助や共生型サービス等の実施 ・障害児支援サービスの拡充
平成28年6月	児童福祉法の改正 ・児童福祉法の理念の明確化（児童の権利など） ・児童虐待の予防、対応、自立支援の強化
平成28年12月	再犯等の防止の推進に関する法律の制定 ・職業・住居の確保、福祉サービス等の支援、理解の推進
平成29年5月	社会福祉法の改正 ・包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実 ・社会福祉法人改革、公益的な取組の推進
平成29年6月	介護保険法の改正 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・生活支援コーディネーターの配置 ・共生型サービスの実施
平成30年6月	生活困窮者自立支援法の改正 ・包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化

- ・これらのうち、地域福祉計画の見直しに特に大きく関係する法律の概要は、つぎのとおりです。

【社会福祉法（改正）】

- ・社会福祉法は、社会福祉の事業や活動に関して共通する基礎的な事項を定めた法律です。平成29年の改正では、「地域共生社会」の推進に向けて、住民や福祉関係者は支援を必要とする人や世帯の課題を把握し、連携して解決を図るよう留意することや、国や自治体はその促進のための取組を行う責務があることなどが定められました。
- ・また、包括的な支援体制を整備するために、住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行うとともに、身近な圏域で総合的な相談や連絡調整を行う体制や複合的な課題を解決するための体制づくりに努めることとされました。

- ・さらに、地域福祉計画を充実するよう、「包括的な支援体制の整備に関すること」や「高齢者、障害者、児童、その他の分野の福祉を推進するうえで共通して取り組む事項」についても定めることとされました。

《社会福祉法の改正における、地域福祉計画の見直しに関わる主な事項》

- ・地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握するとともに、関係機関と連携して解決をめざすことを明記（第4条第2項）
- ・地域福祉の推進における国と地方公共団体の責務を定め、責務を具体化し、公的責任を明確にするため、包括的な支援体制に努めることを規定（第6条第2項、第106条の3）
- ・福祉の各分野の相談支援を行う事業者の責務として、自ら解決に向けた支援が困難な地域生活課題を把握したときは、必要に応じて適切な支援機関につなぐことを努力義務として規定（第106条の2）
- ・地域福祉計画、地域福祉支援計画の策定を努力義務とし、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めること（分野別計画の上位計画と位置づけ）、定期的に調査、分析、評価を行うよう努めること（PDCAサイクルをふまえた進行管理）を規定（第107条、第108条）

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

- ・高齢社会の進行や障害者の地域生活の広がりなどをふまえ、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用を促進するよう、国や自治体の責務などを定めた法律が制定されました。
- ・この法律に基づき、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和（安心して利用できる環境整備）などを柱とする施策を推進することとし、市町村も計画を策定することとされました。

《「成年後見制度利用促進計画（市町村計画）」に盛り込むことが望ましい内容》

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割（※1）を実現させる体制整備の方針
（※1）権利擁護支援の必要な人の発見・支援
早期の段階からの相談・対応体制の整備
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ・地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ・地域連携ネットワークと中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ・「チーム」（※2）と「協議会」（※3）の具体化の方針
（※2）協力して日常的に見守り、意思や状況を継続的に把握して必要な対応を行うしくみ
（※3）「チーム」に対して必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携・協力する体制作りをすすめる合議体
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

【再犯の防止等の推進に関する法律】

- ・ 犯罪件数が減少するなかで、再犯の割合が上昇していることをふまえ、犯罪や非行をした人が、地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策などを定めた法律が制定されました。
- ・ そのなかで、国は「再犯防止推進計画」を策定して施策を推進することとしており、市町村は国の計画を勘案して計画を定めるよう努めることとされています。
- ・ この法律では、再犯防止の取組への国民の理解と協力を得て、犯罪や非行をした人が社会から孤立することなく再び社会の一員となることを支援することが基本理念に掲げられています。
- ・ 就労や住居の確保、自立生活が困難な高齢者や障害者、薬物依存症患者への保健医療・福祉サービスの提供が基本的施策に位置づけられるなど、地域福祉の推進とも深く関わる内容を包含しています。

《国の「再犯防止推進計画」の概要》

《5つの基本方針》

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

《7つの重点分野と主な施策》

- ① 就労・住居の確保
 - ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実 ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
 - ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
 - ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
 - ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等
- ④ 特性に応じた効果的な指導
 - ・ アセスメント機能の強化 ・ 特性に応じた効果的指導の充実 ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進 ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
 - ・ 地域のネットワークにおける取組の支援 ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

③ 持続可能な社会や地域づくりをめざす取組

【地方創生の取組】

- ・国全体で人口減少と超高齢化が急速に進行すると予測されるなかで、人口減少を食い止め、活力のある社会をつくるために、それぞれの地域で安定した雇用や安心して子育てができる環境をつくることをめざす地方創生を推進するよう、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。
- ・堺市は、平成28年2月に「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「住み続けたいまち」、「安心して子どもを産み育てられる環境」づくりを推進することとしており、地域福祉に関連する取組も多く盛り込まれています。

《「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要》

《人口の将来展望》

- ・「住み続けたいまち」、「安心して子どもを産み育てられる環境」を推進することで、将来推計人口に対する人口減少の均衡を図る。

《3つの戦略の柱と重点項目》

- 「しごと」の創生分野 ～ 産業振興や雇用創出によりまちづくりを牽引します
 - ・成長産業と新分野への挑戦、あらゆる人の活躍支援
- 「ひと」の創生分野 ～ 将来の堺を担う人づくりを進めます
 - ・子育て支援、家庭・地域の子育て力の向上、人間力をはぐくむ教育
- 「まち」の創生分野 ～ 「愛着」や「誇り」を実感する魅力あるまちづくりを進めます
 - ・中心市街地活性化、泉北ニュータウン再生

【SDGsの取組】

- ・地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2015年の国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- ・堺市は「SDGs未来都市」に選定され、地域福祉に関連する取組も多く含んだ「堺市SDGs未来都市計画」に基づいて、各種の事業等を推進しています。

《「堺市SDGs未来都市計画」の概要》

《堺・3つの挑戦》

- ①子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！
- ②匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！
- ③歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！

《地域福祉と関連が大きな取組》

- ・待機児童解消　・多子世帯の利用者負担の軽減　・子ども食堂ネットワーク
- ・生活保護世帯の子どもの自立支援　・おでかけ応援制度
- ・高齢者が身近に集える場所　・がん対策　・女性の仕事と子育ての両立支援
- ・多様な人材の雇用　・堺セーフシティ・プログラム　・災害に強いまちづくり
- ・区域の特色を活かしたまちづくり　・地域まちづくり支援

4 計画に基づく取組

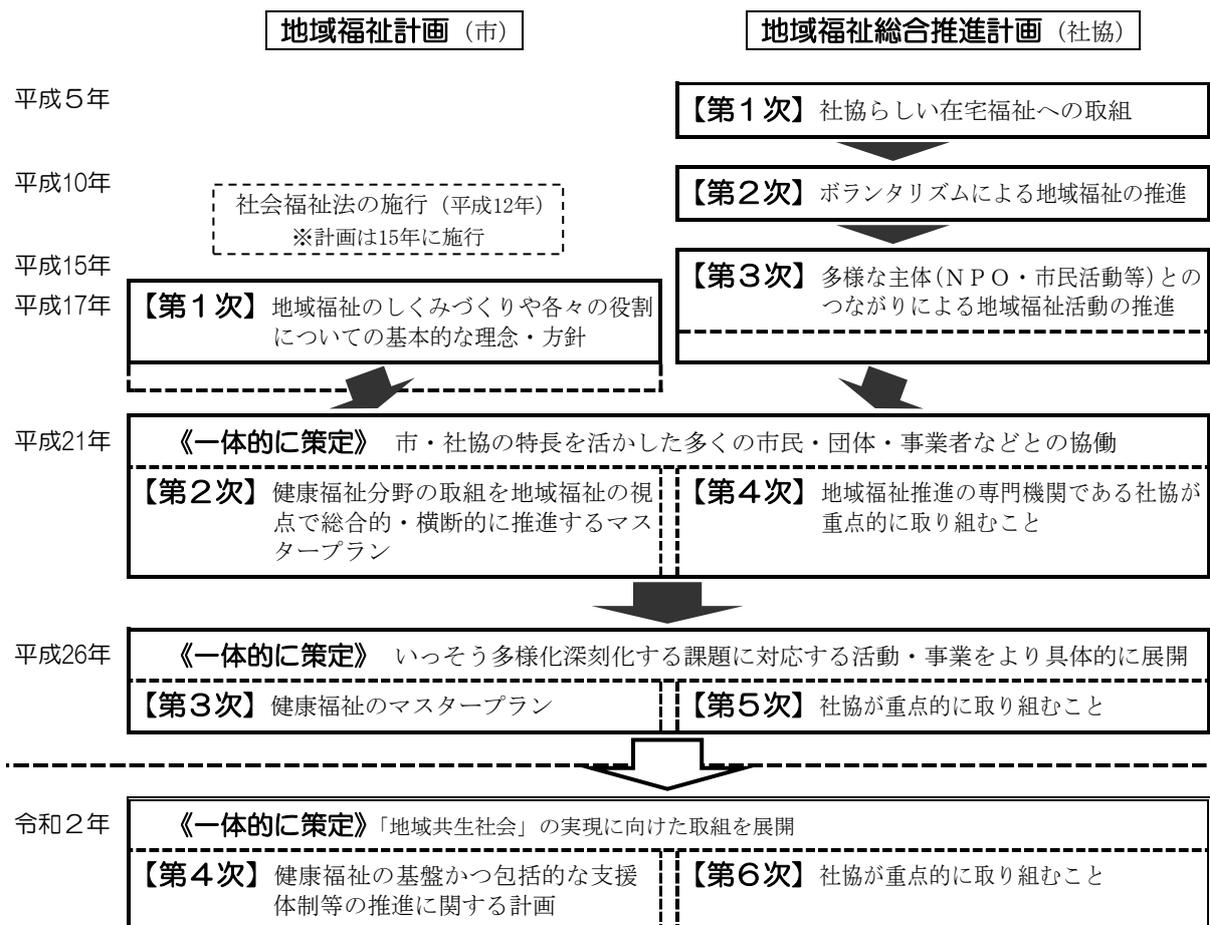
(1) 地域福祉の計画的な取組の経過

堺市では、地域福祉推進機関である社協が、平成5年から概ね5年ごとに、「堺市社協地域福祉総合推進計画」を策定・推進してきました。

市は、社会福祉法が改正され、“新しい福祉”として地域福祉が積極的に推進されることになったことをふまえ、平成17年に「堺市地域福祉計画（愛称：堺あったかぬくもりプラン）」を策定し、市と社協は「地域福祉計画」と「地域福祉総合推進計画」を連動させて推進してきました。

そうした取組の成果を活かし、この2つの計画を一体化し、「公」と「民」が協働する「新・堺あったかぬくもりプラン」を、市と社協が協働して平成21年に策定しました。平成26年度に策定した「堺あったかぬくもりプラン3」（前計画）では、2つの計画の一体性をいっそう高め、共通の目標や取組の柱に沿って市、社協、団体・事業者、地域が実施プランを立てて推進することをめざしました。

《堺市における地域福祉計画の経過》



(2) 前計画に基づく主な取組

前計画である「堺あったかぬくもりプラン3」の実施プランに基づき、市、社協は市民・団体や事業者・企業などと連携して、さまざまな取組を推進しました。

そのなかで、特に重点的な取組として、つぎの事業等を推進しました。

(※) 計画体系に沿った取組の概要は資料編に掲載します。

① 生活に困窮している人への支援 → 自立相談支援事業の実施

- ・生活困窮者自立支援機関として「生活・仕事応援センター『すてっぷ・堺』」を設置しました。運営主体である社協の特性を活かした、地域と連携した相談支援と、民間の人材派遣会社のノウハウを活かした就労支援を、各々の強みを活かして協働し、解決策を一緒に考え、継続して支える“伴走型支援”を実施しています。
- ・アウトリーチによる地域づくりにも取り組み、市民・団体などからの寄付を活用した物品や食糧の緊急支援などの、新たな社会資源の開発も行っています。

② 地域での多様な活動などへの支援 → 日常生活圏域コーディネーターの配置

- ・日常生活圏域コーディネーターは、各区社協に配置した生活課題への個別支援やサポートネットワークづくりを推進するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域福祉活動などを支援するコミュニティワーカーと、介護予防を推進する生活支援コーディネーターの3つの役割をもつ専門職で、複数の小学校区で設定した日常生活圏域ごとの配置をすすめています。
- ・アウトリーチを通じて、制度につながりにくい生活課題をもつ人などへの個別支援を行うとともに、地域のニーズや社会資源を把握し、地域組織や事業者などと協働した新たな集いの場や活動の創出、マップやミニコミ紙などでの情報発信、協働をすすめるためのネットワークづくりなどを推進しています。
- ・各圏域への支援を行う全市エリア担当のコーディネーターも配置し、企業・法人、地域団体、関係者などの協働をすすめるためのネットワーク会議も開催しています。

③ さまざまな主体による子どもの居場所づくり → 子ども食堂への支援

- ・地域・団体、法人・企業などの多様な主体による子ども食堂の取組を推進するために、開設経費の助成やガイドラインの作成などの支援を行う「子ども食堂ネットワーク」を設置し、情報発信や各種団体・企業・関係機関等の交流を通じて、より充実した取組を推進しています。
- ・子ども食堂への寄付のマッチングや、家庭で眠っている食品を活用するフードドライブなども実施し、広く市民が応援できるしくみづくりにおいても重要な役割を担っています。

④ 地域福祉をすすめる人づくり → 地域福祉型研修センター機能の設置

- ・住民と専門職等が協働して地域福祉を推進していくために、「地域福祉志向」の人材を養成する研修を推進するうえでの中核的な機能として、地域福祉型研修センター

を設置しました。センターでは、専門職と住民が学びのニーズを出しあい、企画や実施にも関わって地域で必要とされる研修を実施しており、研修を通じて専門職や住民の出会い、協働の実践につながっています。

- ・「地域福祉研修情報ネット」も開設し、市民向け、専門職向けの研修を一覧で表示し、効果的な研修の受講を促進しています。

⑤ 災害への備えや支援 → 台風21号被害応援ボランティアセンターの開設 避難行動要支援者に対する支援の検討

- ・平成30年9月に発生した台風21号で被害を受けた家屋等の片付けを支援するため、「応援ボランティアセンター」を設置し、登録ボランティアによる支援活動を行いました。また、活動のふり返りから、ボランティアが担える役割や地域ぐるみの防災・減災のあり方などを検討するとともに、必要性が高いブルーシート張りの講習会を行い、今後の取組につないでいます。
- ・市は健康福祉局内にプロジェクトチームを設置して、避難行動要支援者に対する支援のあり方を検討し、避難行動要支援者一覧表を活用した支援方法、避難所での福祉スペースや福祉避難所の考え方を整理しました。これをもとに、庁内関係部署間の調整をすすめ、関係する施設や団体、地域の支援者と共有・連携して取り組めるよう合意形成を図っています。

⑥ 高齢者が自分らしく暮らし続けることができるよう支援するしくみづくり → 地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援をめざして、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つの要素が一体的に提供される体制のことです。
- ・市・関係者・市民が役割を分担して取り組むため、平成30年10月に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を全国で初めて施行しました。推進に向けて、さまざまな主体が連携・協力するために、基本となる要素ごとにめざす姿を掲げ、将来的なアウトカム指標を見据えた2026年までの長期的な取組と、具体的に取り組む中期的な取組を計画として策定し、推進しています。

⑦ 子育てと介護の両立への支援 → ダブルケア支援事業の実施

- ・子育てと親の介護を同時にする世帯を支援するため、各区の基幹型包括支援センターに「ダブルケア相談窓口」を設置し、介護、子育て支援、教育、就労に関する部局や機関が連携して、子育てや介護の負担の軽減、介護離職防止のための支援を行っています。